

## 長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領

制定 令和2年9月30日 2建企第363号  
最終改正 令和6年5月7日 6建企第41号

### (目的)

第1条 この要領は、長崎県が発注する建設関連業務の品質の確保と適切な業務の遂行を図るため、長崎県財務規則第93条第3項の規定により長崎県が発注する建設関連業務の競争入札の際に適用する低入札価格調査制度の取扱いを定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約をいう。
- (2) 対象業務 長崎県が発注する建設関連業務のうち、特定調達契約対象業務及び総合評価落札方式で実施する業務並びに国からの受託事業に係る業務であって、競争参加資格委員会が認めるものをいう。なお、この要領は土木関係の建設コンサルタント業務を対象とするものであり、測量業務又は地質調査業務を含めて発注する場合は、主たる業務が土木関係の建設コンサルタント業務である場合に限り対象とすることができる。
- (3) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する組織のうち、総務部、危機管理部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (4) 関係部等 関係部、教育庁及び警察本部をいう。
- (5) 事務所 関係部等の建設関連業務に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の県民生活環境部の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設関連業務に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (6) 競争参加資格委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した建設関連業務に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。

### (低入札調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)は、別表の左欄の業務区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

2 複数の業種を含む業務の場合は、各々の業種区分毎に前項の方法により算定し、合算したものを当該業務の低入札調査基準価格とする。

3 低入札調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

### (低入札調査対象者)

第4条 前条の低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低入札調査対象者とする。

2 事務所の長は、前項の低入札調査対象者で契約を締結しようとする者に対して、次に掲げる条件を履行することを求めるものとする。

- (1) 業務委託料の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前払金の金額を業務委託料の2割以内とすること。
- (3) 管理技術者は、当該業務の契約日から別の建設関連業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者として新たに配置してはならない。
- (4) 管理技術者とは別に管理技術者と同等以上の能力を有する技術者1名(以下、「追加技術者」という。)を配置すること(低入札調査対象者が特定建設関連業務共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。)
- (5) 前号の追加技術者は業務完了まで、管理技術者を補助し、管理技術者と同様の職務を専任で行うものとし、業務期間中の途中交代は原則認めないものとする。  
なお、専任とは、契約日から業務完了日まで当該業務のみに従事するものとし、この期間は他の建設関連業務の技術者として配置されていないことをいう。
- (6) 第三者による照査を実施すること。

### (調査資料の提出)

第5条 事務所の長は、前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員から別に定める資料(以下「資料等」という。)の提出について、低入札調査実施通知書(様式第1号)により低入札調査対象者へ通知する。

- 2 低入札調査対象者は、前項の規定により資料等の提出を求める旨の通知をした日の翌日から起算して3日以内（長崎県の休日を含める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条に規定する休日を除く。）に前項に規定する資料等を提出しなければならない。
- 3 資料等の提出は、低入札調査に係る調査資料の提出について（様式第2号）により行うものとする。資料等の提出ができない場合は、低入札調査にかかる資料提出の辞退について（様式第3号）を提出し、その者の入札は無効とする。
- 4 資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、事務所の長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきこと等の教示を行った場合は、この限りでない。  
（調査の内容）

第6条 事務所の長は、低入札調査対象者が行った入札価格によって、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容について提出された資料等及び聴き取りによる調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
  - (2) 入札価格の内訳
  - (3) 配置を予定する全ての技術者及び当該業務の履行体制
  - (4) 配置を予定する技術者への適正な報酬の支払い
  - (5) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況
  - (6) 過去において受注・履行した同種業務の名称、発注者及び成績の状況
  - (7) 品質管理体制
  - (8) 第三者による照査の実施について
  - (9) 再委託先への適正な支払い
  - (10) 経営内容等について
  - (11) (1)から(9)までの聴き取り調査結果についての調査検討
  - (12) その他事務所の長が必要と認める事項
- 2 事務所の長は、低入札調査対象者の経営状況に関する事及び信用状況に関する事について、自ら調査を行い、次に掲げる資料を作成するものとする。

- (1) 経営状況に関する資料
  - (2) 信用状況に関する資料
- （聴き取り調査の実施）

第7条 事務所の長は、第5条に規定等する資料の提出期限日の翌日から起算して5日以内に第6条に規定する内容について聴取りにより調査を実施することとし、この場合において、低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

- 2 低入札調査対象者が、聴取りに応じない場合は、その者の入札は無効とする。
- 3 事務所の長は、調査結果を競争参加資格委員会の審査に付するものとする。この場合において、事務所の長は、関係部等の競争参加資格委員会に意見を求めることができる。  
（虚偽説明等への対応）

第8条 調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該業務の成績評価において厳格に反映する。
- (2) 過去5年以内に(1)の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）により指名停止を行う。  
（落札者の決定）

第9条 事務所の長は、第6条の規定に基づき、入札参加者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認められる者のうち評価値が最も高い者を落札者に決定する。

- 2 事務所の長は、前6条の規定に基づき、入札参加者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を無効とする。  
（調査結果等の公表）

第10条 入札の結果は、入札結果一覧表を事務所において閲覧に供する方法により、公表するものとする。

- 2 事務所の長は、落札者の決定後遅滞なく、低入札調査基準価格を記載した入札結果一覧表を作成しなければならない。

- 3 事務所の長は、第6条の調査を実施したときは、低入札価格調査結果表（様式第4号）を、入札結果一覧表に添付しなければならない。
- 4 入札結果を公表する期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年とする。ただし、契約を締結しない場合は、その旨を通知した日の翌日から1年を経過した日までとする。

（履行体制の確認等）

第11条 この要領の規定を適用して行う業務の履行に当たっては、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(1)業務開始前及び業務実施中

仕様書で定められた業務計画書の内容について聴取りを行い、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、虚偽の資料提出及び説明を行ったものとし、第8条による措置を講じる。また業務の実施中は第4条2項（3）から（5）について適宜確認を行い、不履行が判明した場合は、第8条による措置を講じる。

(2)業務完了時

業務完了時に、第5条の規定に基づき提出した資料を、業務完了時に実施額に修正した資料の再提出を行うものとし、達成状況の確認を行うものとし、その結果を業務成績評価においてその結果を十分に反映させるものとする。

（品質確保の体制）

第12条 調査の結果、低入札調査対象者と契約を締結する場合には、第三者による照査を行うものとし、第三者の選定については、次に掲げる要件をすべて満たすものから選定しなければならない。

- (1)入札公告において定める当該業務の競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
  - (2)長崎県入札参加資格者名簿に登載された事業者であること。
  - (3)公告の日から照査業務を請け負う日までの期間に「長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成12年4月27日）」により指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - (4)当該入札の参加者でないこと。
  - (5)落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- 2 第三者の照査を実施する技術者は、業務の節目毎にその成果について内容を確認し、照査の結果を管理技術者に報告しなければならない。また、発注者と打ち合わせを行う際及び業務の検査時は、第三者の照査を実施する技術者も必ず同席しなければならない。
  - 3 第三者の照査結果は、報告書として取りまとめ、落札者、第三者が署名捺印のうえ、業務完了までに事務所の長に提出すること。
  - 4 第三者の照査に要する費用はすべて落札者の負担とする。

## 附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月15日から施行する。

別表（第3条関係）

（低入札調査基準価格の設定）

| 業種区分             | 低入札調査基準価格(消費税及び地方消費税を除く。)の算定(合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。)             | 低入札調査基準価格(消費税及び地方消費税を除く。)の設定の範囲( )                                |
|------------------|---|---|
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額 × 90% + 一般管理費等の額 × <u>50%</u>        | 上限額は設計金額 × <u>81%</u><br>下限額は設計金額 × 60%<br>(各々の1,000円未満の額は切り捨てる。) |
| 測量業務             | 直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の額 × <u>50%</u>                          | 上限額は設計金額 × 82%<br>下限額は設計金額 × 60%<br>(各々の1,000円未満の額は切り捨てる。)        |
| 地質調査業務           | 直接調査費の額 + 間接調査費の額 × 90% + 解析等調査業務費の額 × 80% + 諸経費の額 × <u>50%</u> | 上限額は設計金額 × 85%<br>下限額は設計金額 × (3分の2)<br>(各々の1,000円未満の額は切り捨てる。)     |

により算定した額が により算定した上限額を超える場合にあっては上限額を、 により算定した下限額に満たない場合は下限額を低入札調査基準価格の範囲とする。

当分の間、「予定価格」とあるのは「設計金額（設計書、仕様書等によって算定された当該業務に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。）」とする。

様式第1号(第5条関係)

低入札調査実施通知書

年 月 日

様

知事名 印

さきに入札執行しました下記業務について、低入札調査を行うことを通知します。  
つきましては、年 月 日( )17時までに持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。  
期限日時内必着。)により、調査資料の提出をお願いします。

記

- 1 業務番号
- 2 業務名
- 3 業務場所
- 4 工期
- 5 開札日 年 月 日( )
- 6 提出先
- 7 提出期限 年 月 日( )17時00分
- 8 聴き取り実施場所
- 9 聴き取り実施日時 年 月 日( ) 時 分

注1)定められた全ての資料等の提出が行われない場合、又は、聴き取りに応じない場合は、当該者の入札は無効する。

注2)聴取りは、配置予定管理技術者、入札の責任者(支店長、営業所長等(共同企業体による入札の場合は、全ての構成員の支店長、営業所長等)をいう。)を必ず含め3名以内から行う。

低入札調査に係る調査資料の提出について

年 月 日

様

商号又は名称  
代表者氏名

低入札調査に係る資料を下記のとおり提出します。なお、下記の書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 第 - 号  
業務委託
- 2 公告日 年 月 日
- 3 提出資料 様式1、様式2(1)、様式2(2)、様式3、様式4、様式5、  
様式6、様式7、様式8、様式9、様式10、様式11、様式12(1)  
様式12(2)  
・再委託先からの見積書(再委託先の押印があるもの)  
様式自由  
・過去3ヵ月分の給与支払い額が確認できる給与明細書及び賃金台帳の写し及び  
過去3ヵ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し  
様式自由  
・年収が確認できる書類の写し及び年間労働時間が確認できる書類の写し  
・その他(.....、.....)

様式第3号(第5条関係)

低入札調査に係る調査資料提出の辞退について

年 月 日

様

商号又は名称  
代表者氏名

下記の業務について、低入札調査のための調査資料の提出通知がありましたが、都合により提出できないので本紙を提出します。

記

- 1 業務名 第 - 号  
業務委託
- 2 調査実施通知日 年 月 日

様式第4号(第10条関係)

低入札価格調査結果表

委託業務の名称 :

調査対象業者名 :

調査対象業者住所 :

| 項目                          | 内容                 |
|-----------------------------|--------------------|
| 1 当該価格により入札した理由             |                    |
| 2 入札価格の内訳書                  | 積算金額ではなく内容を文章表現する。 |
| 3 配置を予定する全ての技術者及び当該業務の履行体制  |                    |
| 4 配置を予定する全ての技術者への適正な報酬の支払い  |                    |
| 5 手持ち建設コンサルタント業務の状況         |                    |
| 6 過去において受注・履行した同種業務の名称及び発注者 |                    |
| 7 品質管理体制                    |                    |
| 8 第三者による照査の実施について           |                    |



|                |  |
|----------------|--|
| 9 再委託先への適正な支払い |  |
| 10 経営内容等について   |  |
| 11 経営状況に関すること  |  |
| 12 信用状況に関すること  |  |
| 13 その他必要な事項    |  |

調査結果

(備考)

調査結果の欄には「契約の内容に適合した履行がされると認められる理由」又は「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある理由」を記載すること。